労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、令和7年10月21日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長 松下浩幸から、次のとおり、争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月24日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 事件

- (1) 年末一時金及び手当改善
- (2) 大幅増員, 夜勤制限, 労働時間短縮など, 労働条件の抜本的改善

2 争議行為の日時

令和7年11月6日(木)午前8時以降,問題の完全解決の日まで

3 争議行為の場所

- (1) 鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所 (鹿児島市, 霧島市及び南九州市)
- (2) 奄美医療生活協同組合の経営する事業所(奄美市,瀬戸内町,徳之島町及び天城町)

4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為 を行う。